

○周防大島町観光振興ビジョン策定委員会設置要綱

令和8年3月31日

告示第49号

(設置)

第1条 この告示は、町内の地域資源を最大限に活かし、持続可能で魅力ある観光地域づくりを推進するための、中長期的な方向性と具体的な取組方針を明確化することを目的として、観光振興ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 観光振興ビジョン策定に関すること。
- (2) その他、観光振興ビジョンに必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、観光振興に関連する団体等の代表及び有識者を構成員として町長が委嘱する委員10人以内で組織する。

- 2 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に交代があった場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の運営上必要な場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明を

求め、意見を聴くことができる。

(報償費)

第6条 委員の報償の額は、1日の出務につき5,000円とする。

2 委員の交通費は、周防大島町報酬及び費用弁償条例（平成16年周防大島町条例第37号。以下「費用弁償条例」という。）第5条第3項及び第4項の規定に準じ、前項の額に加算して支払うものとする。

3 委員の報償の支払方法は、費用弁償条例第3条第4項の規定に準じて支払うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、公務員の身分をもって委嘱された委員については、報償を支払わない。ただし、教職員は交通費のみ支払うものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業建設環境部商工観光課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。